

ID: 214

担当部署: こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市福祉センターの管理に関する条例 第4条第1項		
例 規 番 号	平成22年条例第21号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第4条 福祉センターの施設及び附属設備等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可は、第2条の事業の実施に支障のない範囲で行うことができる。 3 市長は、第1項の許可に福祉センターの管理のため必要な範囲内で条件を付けることができる。 【基準】 根拠条文及び第5条の規定による。 (使用の制限) 第5条 市長は、福祉センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、福祉センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。 (1) 公の秩序又は風紀を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設、設備その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉センターの管理に支障を及ぼすと認められるとき。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 219

担当部署: こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	施設使用料等の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市福祉センターの管理に関する条例 第11条
例 規 番 号	平成22年条例第21号
【根拠条文】 (施設使用料等の免除) 第11条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、施設使用料及び附属設備等使用料の全部又は一部を免除することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の減免) 第8条 条例第11条の規定による使用料の免除は、次のとおりとする。 (1) 使用料の全額を免除する場合 ア 芦屋市又は芦屋市教育委員会が主催し、又は共催して福祉又は保健に関する事業のために使用するとき。 イ 国及び地方公共団体が福祉又は保健に関する事業のために使用するとき。 ウ 市長が公益上特に必要と認めたとき。 (2) 使用料の5割の額を免除する場合 ア 芦屋市又は芦屋市教育委員会が主催し、又は共催して前号ア以外の事業のために使用するとき。 イ 国及び地方公共団体が前号イ以外の事業のために使用するとき。 ウ 福祉団体(第6条第1項の福祉団体をいう。)が福祉に関する事業のために使用するとき。 (3) 使用料の3割の額を免除する場合 ア 芦屋市民会館条例施行規則(昭和44年芦屋市規則第34号)第19条の規定により指定された団体が公共目的のために使用するとき。 イ 芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則(昭和52年芦屋市教育委員会規則第4号)第5条の規定により承認された団体が社会教育事業に使用するとき。 ウ 芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和40年芦屋市規則第21号)第7条第1項第1号イに規定する集会所指定団体が地域活動のために使用するとき。 2 前項第2号及び第3号の規定による使用料算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。 3 使用料の減免を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。	
標準処理期間	7日
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 220

担当部署: こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	施設使用料等の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市福祉センターの管理に関する条例 第12条ただし書		
例 規 番 号	平成22年条例第21号		
【根拠条文】 (施設使用料等の返還) 第12条 既に納入した施設使用料及び附属設備等使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則第9条の規定による。 (使用料の還付) 第9条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付は、次に定めるところによる。 (1) 使用者の責任でない事由により使用することができないときは、使用料の全額を還付する。 (2) 使用の取消しを申し出て認められたときは、使用日の14日前までにあっては使用料の全額を、使用日の13日前から前日までにあっては使用料の5割に相当する額を還付する。 2 前項の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に、使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	14日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 221

担当部署: こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	福祉団体の認定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則 第6条第1項		
例 規 番 号	平成22年規則第34号		
【根拠条文】 (福祉団体の認定) 第6条 前条第3項及び第5項の「福祉団体」とは、福祉の向上を目的として市内を拠点に活動を行う団体等で、市長の認定を受けたものをいう。 2 前項の認定は、福祉団体登録申請書に必要な書類を添えて申請しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 407

担当部署: こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	受給資格の特例
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例 第3条第2項
例 規 番 号	昭和48年条例第4号
【根拠条文】 (受給資格) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、乳児及び次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める要件を備えているものとする。 (1) 幼児等及びこども 幼児等保護者若しくはこども保護者又は幼児等保護者若しくはこども保護者が当該幼児等若しくはこどもの生計を維持できない場合は、その幼児等若しくはこどもの民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその幼児等若しくはこどもの生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。 (2) 高齢期移行者 次のいずれかに該当する者とする。 ア 区分Ⅰ 所得を有しない者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下この号において同じ。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下この号において同じ。)の合計額が80万円以下であること。 イ 区分Ⅱ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であつて、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第2号から第5号までのいずれかの認定を受けていること。 (3) 障害者 障害者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)並びに障害者の扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及	

び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。

- (4) 高齢障害者 高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者で主としてその高齢障害者の生計を維持する者について療養のあつた月の属する年度(療養のあつた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。

- (5) 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児が次のいずれにも該当しないこと。

ア 母子家庭の母、父子家庭の父又は養育者(遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。以下同じ。)(養育者がいない場合は、当該遺児)の前年(1月から6月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年。以下同じ。)の所得が、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額以上であること。

イ 母子家庭の母又は父子家庭の父がその監護する児童の生計を維持できないものである場合は、その者の扶養義務者で主として母子家庭の母及びその監護する児童並びに父子家庭の父及びその監護する児童の生計を維持する者(以下「生計維持者」という。)の前年の所得が、アに規定する額以上であること。

ウ 児童が、ア又はイに該当する母子家庭の母、父子家庭の父、養育者又は生計維持者に監護又は養育されていること。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号の規定により受給資格を有しない者について、災害により大規模な被害を受けた場合その他特別の理由があると認めるときは、当該事由が発生した日の属する月の初日から6月を限度として、受給資格を与えることができる。

【基準】

根拠条文及び芦屋市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第2条の規定による。

(条例第3条第2項の理由)

- 第2条 条例第3条第2項に規定する「災害により大規模な被害を受けた場合その他特別の理由」は、次に掲げる場合をいう。

- (1) 災害により次のいずれかに該当すると認められる場合

ア 受給資格を有しない者(幼児等及びこどもにあつては、幼児等保護者及びこども保護者)及びその扶養義務者等が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害(以下「災害等」という。)により、住宅、宅地又はその他の財産について大規模半壊以上の損害を受けたとき。

イ 受給資格を有しない者の属する世帯の主たる生計維持者が、災害等により死亡したとき、又は重度障害者となつたとき。

ウ 受給資格を有しない者の属する世帯の主たる生計維持者について、災害等の発生後1年間の推計所得の12分の1の額が生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に定める基準生活費(以下「基準生活費」という。)の月額に1000分の1155を乗じた額の1.35倍以下に減少したとき。

エ 受給資格を有しない者の属する世帯の主たる生計維持者について、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する事由により、当該事由の発生後1年間

の推計所得の12分の1の額が基準生活費の月額に1000分の1155を乗じた額の1.35倍以下に減少したとき。

オ アからエまでに掲げる事由に類する事由があつたとき。

(2) 失業等により医療を受けようとする年の所得が減少し、条例第3条第1項各号に規定する要件を満たすと認められる場合

(3) その他市長が必要と認める場合

標準処理期間

30日

備考

設定年月日

平成 28 年 4 月 1 日

最終変更年月日

令和 5 年 4 月 1 日

ID: 232

担当部署: こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	一部負担金の助成の特例
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例 第5条第3項
例 規 番 号	昭和48年条例第4号
【根拠条文】 (助成の範囲) 第5条 市長は、被保険者等負担額又は高確法の一部負担金の額の範囲内で、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額を助成する。 (1) 乳児、幼児等及びこども 乳児、幼児等及びこどもの疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額 (2) 高齢期移行者 高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から費用額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額。この場合において、第3条第1項第2号アの区分Ⅰに該当するときは、同一の月における当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であつて、その額が8,000円を超えるときは8,000円、外来以外に係る医療費の場合であつて、その額が15,000円を超えるときは15,000円とし、同号イの区分Ⅱに該当するときは、同一の月における当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であつて、その額が12,000円を超えるときは12,000円、外来以外に係る医療費の場合であつて、その額が35,400円を超えるときは35,400円とする。ただし、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、高確法第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。 (3) 障害者 障害者の疾病(第2条第9号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額 ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円(障害者及びその配偶者並びに障害者の扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。 イ 入院療養である場合 費用額の100分の10に相当する額(保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円(障害者及びその配偶者並びに障害者の扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、1,600円)を限度とする。 (4) 高齢障害者 高齢障害者の疾病(第2条第9号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について高確法の給付が行われた場合において、高確法の一部負担金の額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額 ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円(高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者で主としてその高齢障害者の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。 イ 入院療養である場合 高確法の費用の額に100分の10を乗じて得た額(保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るもの	

を除く。)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円(高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者で主としてその高齢障害者の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、1,600円)を限度とする。

- (5) 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児
母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児の
疾病又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合にあっては被保険者等負担
額に相当する額から、高確法の給付が行われた場合にあっては高確法の一部負担金に相
当する額から、それぞれ次の額を一部負担金として控除した額

ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき800円(母子家庭の母
若しくは父子家庭の父(その監護する児童の生計を維持できない者である場合は、生計
維持者)又は養育者(養育者がいない場合は、当該遺児)がいずれも低所得者である場合
は、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合 医療保険各法の給付が行われた場合は費用額の100分の10に
相当する額とし、高確法の給付が行われた場合は高確法の費用の額に100分の10を乗じ
て得た額(いずれも保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、
当該3月を超える期間に係るものを除く。)とする。ただし、同一の月に同一の保険医療
機関等においては3,200円(母子家庭の母若しくは父子家庭の父(その監護する児童の
生計を維持できない者である場合は、生計維持者)又は養育者(養育者がいない場合は、
当該遺児)がいずれも低所得者である場合は、1,600円)を限度とする。

- 2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、前項第3号か
ら第5号までの規定の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとす
る。
- 3 市長は、第1項第2号から第5号までの一部負担金について、対象者が災害により大規模な被
害を受けた場合その他特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当
該事由が発生した日の属する月の初日から6月を限度として当該一部負担金を助成するこ
とができる。

【基準】

根拠条文及び芦屋市福祉医療費の助成に関する条例施行規則第10条の規定による。

(条例第5条第3項の理由)

第10条 条例第5条第3項に規定する「災害により大規模な被害を受けた場合その他特別の理
由」は、次に掲げる場合をいう。

- (1) 災害により次のいずれかに該当すると認められる場合

ア 対象者及びその扶養義務者等が災害等により、住宅、宅地又はその他の財産について
大規模半壊以上の損害を受けたとき。

イ 対象者の属する世帯の主たる生計維持者が、災害等により死亡したとき、又は重度障
害者となったとき。

ウ 対象者の属する世帯の主たる生計維持者について、災害等の発生後1年間の推計所得
の12分の1の額が基準生活費の月額に1000分の1155を乗じた額の1.35倍以下に減少し
たとき。

エ 対象者の属する世帯の主たる生計維持者について、干ばつ、冷害、凍霜害等による農
作物の不作その他これらに類する事由により、当該事由の発生後1年間の推計所得の12
分の1の額が基準生活費の月額に1000分の1155を乗じた額の1.35倍以下に減少したと
き。

オ アからエまでに掲げる事由に類する事由があつたとき。

- (2) 対象者の属する世帯の主たる生計維持者が、失業等の事由により、事由の発生後1年間

条例適用申請に対する処分個票

の推計所得の12分の1の額が、基準生活費の月額に1000分の1155を乗じた額の1.35倍以下に減少し、かつ、対象者の属する世帯が、次の要件の全てを満たす場合

ア 世帯員全員に係る事由の発生後1年間の収入(雇用保険給付、障害年金、遺族年金等の非課税所得や仕送り等全ての収入を含む。)の合計額が、世帯員1人の場合にあつては100万円以下、世帯員が複数である場合にあつては100万円に世帯員が1人増えるごとに35万円を加算した額以下であること。

イ 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額以上の現金又は預貯金を有していないこと。

(ア) 高齢期移行者 世帯員1人につき100万円

(イ) 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額

(ウ) 上記以外の者 市町村民税所得割額が23万5千円未満となる所得金額の最高額を給与所得とした場合の給与収入金額の額

(3) その他市長が必要と認める場合

2 条例第5条第3項の規定による一部負担金の助成を受けようとする者は、前項に該当することを証する書類を添えて、当該事由が発生した日から6月以内に申請しなければならない。ただし、疾病その他やむを得ない事由があるときは、当該期間が経過した後においても、当該事由を証する書類を添えて申請することができる。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに審査を行い、要件を満たす者であると認めたときは、当該申請者に対し、一部負担金を助成するものとする。

標準処理期間

30日

備考

設定年月日

平成 28 年 4 月 1 日

最終変更年月日

令和 5 年 4 月 1 日

ID: 233

担当部署: こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	受給者証の交付
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例 第7条第1項
例 規 番 号	昭和48年条例第4号
【根拠条文】 (受給者証) 第7条 市長は、対象者に対し、規則で定めるところにより、助成を受ける資格を証する受給者証を交付する。 2 第3条に規定する受給資格が、2以上の区分に該当することにより、2通以上の受給者証の交付を受けることになる者に対しては、市長が指定するいずれか1通の受給者証を交付するものとする。 3 対象者は、保険医療機関等から診療、薬剤の支給又は手当を受けるときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示するものとする。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (受給資格) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、乳児及び次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める要件を備えているものとする。 (1) 幼児等及びこども 幼児等保護者若しくはこども保護者又は幼児等保護者若しくはこども保護者が当該幼児等若しくはこどもの生計を維持できない場合は、その幼児等若しくはこどもの民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその幼児等若しくはこどもの生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。 (2) 高齢期移行者 次のいずれかに該当する者とする。 ア 区分Ⅰ 所得を有しない者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下この号において同じ。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して	

得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとする。)をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下この号において同じ。)の合計額が80万円以下であること。

イ 区分Ⅱ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であつて、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第2号から第5号までのいずれかの認定を受けていること。

(3) 障害者 障害者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)並びに障害者の扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。

(4) 高齢障害者 高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者で主としてその高齢障害者の生計を維持する者について療養のあつた月の属する年度(療養のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。

(5) 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児が次のいずれにも該当しないこと。

ア 母子家庭の母、父子家庭の父又は養育者(遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。以下同じ。)(養育者がいない場合は、当該遺児)の前年(1月から6月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年。以下同じ。)の所得が、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額以上であること。

イ 母子家庭の母又は父子家庭の父がその監護する児童の生計を維持できないものである場合は、その者の扶養義務者で主として母子家庭の母及びその監護する児童並びに父子家庭の父及びその監護する児童の生計を維持する者(以下「生計維持者」という。)の前年の所得が、アに規定する額以上であること。

ウ 児童が、ア又はイに該当する母子家庭の母、父子家庭の父、養育者又は生計維持者に監護又は養育されていること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号の規定により受給資格を有しない者について、災害により大規模な被害を受けた場合その他特別の理由があると認めるときは、当該事由が発生した日の属する月の初日から6月を限度として、受給資格を与えることができる。

標準処理期間

5日

備考

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 234

担当部署: こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	医療費の助成
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例 第8条第2項
例 規 番 号	昭和48年条例第4号
【根拠条文】 (助成の方法) 第8条 医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによつて行う。 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、対象者に助成する額を支払うことにより医療費の助成を行うことができる。 【基準】 根拠条文及び第5条の規定による。 (助成の範囲) 第5条 市長は、被保険者等負担額又は高確法の一部負担金の額の範囲内で、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額を助成する。 (1) 乳児、幼児等及びこども 乳児、幼児等及びこどもの疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額 (2) 高齢期移行者 高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から費用額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額。この場合において、第3条第1項第2号アの区分Ⅰに該当するときは、同一の月における当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であつて、その額が8,000円を超えるときは8,000円、外来以外に係る医療費の場合であつて、その額が15,000円を超えるときは15,000円とし、同号イの区分Ⅱに該当するときは、同一の月における当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であつて、その額が12,000円を超えるときは12,000円、外来以外に係る医療費の場合であつて、その額が35,400円を超えるときは35,400円とする。ただし、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、高確法第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。 (3) 障害者 障害者の疾病(第2条第9号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額 ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円(障害者及びその配偶者並びに障害者の扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。 イ 入院療養である場合 費用額の100分の10に相当する額(保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円(障害者及びその配偶者並びに障害者の扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、1,600円)を限度とする。 (4) 高齢障害者 高齢障害者の疾病(第2条第9号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について高確法の給付が行われた場合において、高確法の一	

部負担金の額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額 ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円(高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者で主としてその高齢障害者の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。 イ 入院療養である場合 高確法の費用の額に100分の10を乗じて得た額(保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円(高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者で主としてその高齢障害者の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、1,600円)を限度とする。 (5) 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児の疾病又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合にあつては被保険者等負担額に相当する額から、高確法の給付が行われた場合にあつては高確法の一部負担金に相当する額から、それぞれ次の額を一部負担金として控除した額 ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき800円(母子家庭の母若しくは父子家庭の父(その監護する児童の生計を維持できない者である場合は、生計維持者)又は養育者(養育者がいない場合は、当該遺児)がいずれも低所得者である場合は、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。 イ 入院療養である場合 医療保険各法の給付が行われた場合は費用額の100分の10に相当する額とし、高確法の給付が行われた場合は高確法の費用の額に100分の10を乗じて得た額(いずれも保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。))とする。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,200円(母子家庭の母若しくは父子家庭の父(その監護する児童の生計を維持できない者である場合は、生計維持者)又は養育者(養育者がいない場合は、当該遺児)がいずれも低所得者である場合は、1,600円)を限度とする。 2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、前項第3号から第5号までの規定の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。 3 市長は、第1項第2号から第5号までの一部負担金について、対象者が災害により大規模な被害を受けた場合その他特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該事由が発生した日の属する月の初日から6月を限度として当該一部負担金を助成することができる。			
標準処理期間		50日	
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 237

担当部署: こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	受給者証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例施行規則 第9条第1項		
例 規 番 号	昭和48年規則第5号		
【根拠条文】 (受給者証の再交付) 第9条 対象者は、受給者証を紛失した場合及び破損又は汚損により使用できなくなつたときは、福祉医療費受給者証再交付申請書(様式第5号)により市長に受給者証の再交付を申請することができる。 2 受給者証を破損又は汚損したときの前項の申請には、同項の申請書にその受給者証を添えなければならない。 3 対象者は、受給者証の再交付を受けた後において紛失した受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を市長に返還しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日